

青森県規則第三十号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号を削り、同条第十一号中「第十二号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十三号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十一号とする。

第五条第一項中「第十四号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第十四号様式」に改め、同条第三項中「第六十条第一項及び第六十条の十三第三項」を「第五十六条第三項」に改める。

第六条の二中「属する」の下に「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）による改正前の」を加える。

第八条の二第一項中「第十六号様式」を「第十五号様式」に改める。

第九条中「第十七号様式」を「第十六号様式」に改める。

第十条第一項中「第十八号様式」を「第十七号様式」に改め、同条第二項中「第六十条第三項及び第六十条の十三第五項」を「第五十六条第五項」に、「第十九号様式」を「第十八号様式」に改める。

第十二条の四を削る。

第十三条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第六十条の十六第一項第一号」を「第五十九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十条の十六第一項第二号」を「第五十九条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第六十条の十六第一項第三号イ」を「第五十九条第一項第三号イ」に改め、同条第五項及び第六項中「第六十条の十六第一項第三号ロ」を「第五十九条第一項第三号ロ」に改める。

第十三条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第六十条の十六第一項」を「第五十九条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め

、「者が道路交通法」の下に「(昭和三十五年法律第百五号)」を加え、同条第二項中「第百六十条の十六第一項第二号」を「第百五十九条第一項第二号」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第百六十条の十六第二項第二号」を「第百五十九条第二項第二号」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「第百六十条の十六第三項」を「第百五十九条第三項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第十三条の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第百六十条の十七第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同条第一項第一号及び第二号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「第百六十条の十七第一項」を「第百六十条第一項」に改める。

第十三条の四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第百六十条の十七第一項」を「第百六十条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項第一号中「(種別割)」を削る。

第十八条中「第二十号様式」を「第十九号様式」に改める。

第二十一条中「第二十一号様式」を「第二十号様式」に改める。

第二十三条中「第二十二号様式」を「第二十一号様式」に、「第二十三号様式」を「第二十二号様式」に改める。

附則第四項中「第百六十条の十六第二項」を「第百五十九条第二項」に改める。

様式目次中「第十一号様式……自動車税(環境性能割)更正(決定)書」を削り、
、「第十二号様式」を「第十一号様式」に、「第十三号様式」を「第十二号様式」に、
、「第十四号様式」を「第十三号様式」に、「第十五号様式」を「第十四号様式」に、
、「第十六号様式」を「第十五号様式」に、「第十七号様式」を「第十六号様式」に、
、「第十八号様式」を「第十七号様式」に、「第十九号様式」を「第十八号様式」に、
、「第二十号様式」を「第十九号様式」に、「第二十一号様式」を「第二十号様式」に、
、「第二十二号様式」を「第二十一号様式」に、「第二十三号様式」を「第二十二号様式」に改める。

第二号様式のその三中「の種別割」を削り、同その三の表^(中)

「自動車税(種別割) 納税通知書」を

「自動車税 納税通知書」に改め、同様式のその四中「の種別割」

を削り、「自動車税(種別割) 納税通知書」を

「自動車税 納税通知書」に改め、同様式のその五中「の種別割」

を削り、「自動車税(種別割) 納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

第七号様式のその二中「の種別割」を削り、

「自動車税(種別割) 増額通知書」を

「自動車税 増額通知書」に改める。

第八号様式のその二中「の種別割」を削り、同その二の表^(中)

「自動車税(種別割) 減額通知書」を

「自動車税 減額通知書」に改め、同様式のその三中「の種別割」を削り、

「自動車税(種別割) 減額通知書」を

「自動車税 減額通知書」に改め、同様式のその四中「の種別割」を削る。

第十一号様式を削り、第十二号様式を第十一号様式とする。

第十三号様式のその二及びその三中「の種別割」を削り、

「自動車税(種別割) 徴収表」を

「自動車税 徴収表」に改め、同様式のその四中「の種別割」を削り、同

様式を第十二号様式とし、第十四号様式から第二十三号様式までを一様式ずつ繰り上げる。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県県税条例施行規則第八号様式その四の規定により調製した減額通知(賦課取消)書(兼過誤納金還付(充当)通知書)の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。